

日本周辺の情勢が厳しさを増しているのは確かだが、戦後日本が歩んできた「平和国家の看板を下ろすわけにはいかない。」「不戦のタガ」が緩んでないか。

# 論説

2017・3・30

憲法学者の多くの専門家が連憲と指摘したにもかかわらず、安倍首相首相率いる政権が成立を強行した安全保障関連法の施行からきのう二十一日で一年がたった。

集団的自衛権の行使を容認する安保法は憲法九条に違反するとして訴訟が全国各地で提起されているが、国会では、学校法人「森友学園」への格安での国有地売却問題や、「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正案の議論に多くの時間が割かれている。

## 他国軍と深まる連携

安保法の議論が脇に追いやられている間に、政権側は安保法に基づいた決定を積み重ねている。

五月末の撤収を決定したが、現在、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に派遣されている陸上自衛隊部隊には昨年十一月、安保法に基づいて「駆け付け警護」任務が付与された。

昨年十一月には米軍の艦艇などを自衛隊が守る「武器等防護」の運用開始を決定し、北朝鮮による弾道ミサイル発射への警戒監視活動などで米軍などの連携を密々と深めている。

自衛隊と他国軍との間で食料、水といった物品や、輸送、修理などの役割を融通し合う物品役務相互提供協定(ACSA)を米蘭、オーストラリアとの間で改定、英国とは新たに結んだ。

協定締結中の国会で承認されれば、日本が直接攻撃をされる「武力攻撃事態」などに制限してきた弾薬の提供や発進準備中の戦闘機への給油が、安保法で新設された「存立危機事態」や「重要影響事態」でも可能になる。

国民の懸念が解消されないまま、既成事実化だけが進む。

## 敵基地攻撃まで議論

そればかりではない。

自民党はきのう敵基地攻撃能力の保有をめぐり検討するよう政府に求める提議をまとめた。

敵基地攻撃能力とは、敵のミサイル攻撃などを防ぐ場合、その発射基地を破壊する能力を指す。

政府見解では、ほかには攻撃を防ぐ手段がない場合には「法理的には自衛の範囲に含まれ、可能」だが、これまで自衛隊がそうした能力を保有するわけにはなかった。

自衛隊提議には弾道ミサイル発射

を繰り返す北朝鮮の脅威が念頭にあるとはいえ、平時から他国を攻撃するような兵器を持つことは「海外で武力の行使はしない」という憲法の趣旨には反する。

巡航ミサイルなど敵基地攻撃能力を整備しようとするれば、膨大な経費がかかり、現実的ではない。

憲法に抵触しかねない敵基地攻撃能力の保有まで具体的に議論されるようになったことは、安保法成立を強行した「安倍一強」の政治状況と無縁ではなからう。

防衛費の増額圧力も続く。減少が続いていた日本の防衛費は安倍首相の政権復帰後、増額に転じ、二〇一七年度予算は過去最高の五兆一千二百五十一億円。

それでも国内総生産(GDP)比1%以内収まるが、一九年度から五年間の次期中期防衛力整備計画には、安保法に基づいた新たな装備品購入や訓練費用なども盛り込まれることが想定され、一層の増額は避けられない。

首相自身も、防衛費を「GDPの機械的に結びつける」とは適切ではないと「GDP比1%以内収める必要はない」と明言している。

日本と周辺地域の平和と安全を守るために防衛費の適正な水準は常に検討すべきだが、やみくもに増やせば、地域の軍拡競争を加速させ、逆に脅威が高まる「安全保障のジレンマ」に陥るおそれ、それでは本末転倒だろう。

専守防衛に徹し、他国に脅威を与えないような軍事大国にならないうことを誓った戦後日本の平和主義は、無謀な戦争に突入して国内外に多大の犠牲を強いた、先の大戦に対する痛切な反省に基づいた。

武力で他国を守ったり、他国同士の間で戦争に参加する集団的自衛権の行使は憲法九条に反するところだが、主として自民党が首相を務めてきた歴代内閣が継承してきた政府見解だった。

## 軍事より外交努力を

その憲法解釈を「内閣の判断で変えたのが安倍政権である」とを私たちは忘れてはならない。さしあたり運用を重く法律を既成事実化してゆくとしても、安保法の違憲性に変わりがないことだ。

中国の軍事的台頭や北朝鮮の核・ミサイル開発で、東アジアの安全保障環境は厳しさを増しているが、軍事的対応ではなく、緊張緩和に知恵を絞る、外交努力を重ねるべきだが、平和国家を掲げる日本の役割ではないのか。安保法で緩んでしまった「不戦のタガ」を、いま一度締め直した。

# 不戦のタガ緩んでないか

3/30 奥村